

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

平成23年2月16日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アストパワーセンター 犬上郡豊郷町沢 250 - 1 ほか
- 2 県の意見の概要 出入口 について、騒音予測地点 a において自動車走行経路 1 の騒音が夜間規制基準値を大幅に超過することから、今回の届出の営業時間変更に伴い駐車場の利用時間が延長されることとなる 22 時 30 分以降は閉鎖すること。

3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖東環境・総合事務所総務課 彦根市元町 4 - 1

豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑 375

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 - 2

愛荘町農林商工課 愛知郡愛荘町安孫子 825

- (2) 縦覧期間 平成23年2月16日から平成23年3月16日まで